



国民健康保険税 の限度額が変わ ります

これまで国民健康保険税の限度額は医療分50万円、介護分10万円、後期高齢者支援分13万円の合計73万円でしたが、国民健康保険税条例が改正され、平成23年4月1日より、医療分51万円、介護分12万円、後期高齢者支援分が14万円にそれぞれ引上げられました。それにより限度額の合計が77万円になります。

問い合わせ先
税務会計課 税務相談班
(内線122)

軽自動車税の 減免申請受付

身体障害者などの手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車、または障害者などのために生業、通院、通学などで利用する軽自動車の税金は、一定の条件に該当するときは申請をして減免を受けることができます。

●対象者

身体障害者・戦傷病者・愛護・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●減免となる軽自動車

①身体障害者および戦傷病者が所有する車で、もっぱらそ

の人が運転するもの
②身体障害者で年齢が18歳未満の方
精神障害者または知的障害の方と生計を同じくする方が所有して運転するもの
③身体障害者などが所有する車で身体障害者などのため（身体障害者のみで構成された世帯）常時介護する人が運転するもの

※ただし、1人の障害者などについて1台とします。

●減免申請の手続き

- 身体障害者などの手帳および運転免許証（コピー可）
- 平成23年度軽自動車税納税通知書
- ②・③に該当する方は生計同一証明書・常時介護証明書
- 申請書（用紙は税務会計課にあります）

●申請の時期

軽自動車税納税通知書を受けた日から5月24日火曜まで

（県税）のいずれかに限りますのでご注意ください。

問い合わせ先
税務会計課 税務相談班
(内線122)

みどり第三住 団地分譲募集

●募集団地および区画数等

△種別／分譲宅地△団地名／みどり第三住宅団地△区画数／16（特別3、一般13）△土地面積286m²（86.6坪）△409m²（123.9坪）△土地価格406万円／615万円

●申し込み受付時間

午前8時30分～午後5時（土、日、祝祭日および12月29日～1月3日までは休み）

●問い合わせ先

建設整備課 土木班

（内線287）

または青森県住宅供給公社
TEL 017-7233-1627

●現地相談会

△日時／5月28日（土）

午前10時～午後4時

△場所／みどり第三住宅団地
(現地テント)

●分譲のご案内

・特別価格宅地分譲制度
分譲宅地の区画数を限定し、土地価格の30%の額を割引いて販売します。なお、同制度は複数区画宅地分譲制度と併用することができます。



氏名 一戸 勇
(いちのへ いさむ)
住所 鶴田町大字鶴田
字前田2番地4
電話 (22) 2322

交通事故から 身を守るために

習慣にしましょう！
『見る』『止まる』
『待つ』『確かめる』



5月は交通安全運動週間です

---- 行政相談委員のご紹介 ----

町の行政相談委員に一戸勇氏（寺町）が、総務省から4月1日付けで委嘱（再任）されました。任期は2年。町の皆さんのが毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあったときもっとも身近な相談相手になるのが行政相談委員です。

- 苦情を直接申し出にくい
- どこへ申し出たらよいのか分からない
- 苦情を申し出たがその措置に納得できないなどの場合、お気軽にご相談ください。
- 相談方法は、口頭・電話・手紙のいずれでも結構です。また、相談内容については秘密を厳守しますので安心です。

氏名 一戸 勇
(いちのへ いさむ)
住所 鶴田町大字鶴田
字前田2番地4
電話 (22) 2322

複数区画宅地分譲制度
分譲宅地を2区画以上契約された場合および公社が定めた団地の分譲宅地を以前購入した方が新たに購入する場合は、土地価格の40%以上の額を割引きします。

詳しく述べ問い合わせ先までご連絡ください。
※詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

徴収支援チーム・ 徴収引継について

(県の徴収対策の取組紹介)

個人住民税は、県民の皆様から納付いただいている地域の行政サービスを支える貴重な自主財源です。

県では、個人住民税の収入確保を図るため、「徴収確保総合対策」に取り組んでいます。この対策の一環として、納期限までに納付されない個人住民税など市町村税については、県と市町村の職員の相互併任による「徴収支援チーム」を設置し、納税催告から差押・公売等の滞納整理を行なうほか、納期限から長期間経過した個人住民税についても、市町村から徴収権の引継を受けて、県が主体となつて滞納整理を実施する場合があります。

税金は納期限までに納めます。納付できないやむを得ない事情がある場合は、必ず納税担当課にご相談ください。

■問い合わせ先

西北地域県民局県税部納税

TEL 0173 (34) 3141
管理課

町指定ごみ袋 手数料徴収について 委託について

平成20年10月1日から、家庭

の一般ごみ処理(資源ゴミは除く)が有料化となり、新しいごみ袋に手数料が含まれた価格で販売しています。これに伴い、手数料の徴収および納付については、左記の町指定ごみ袋取り扱い事業所に委託していますのでお知らせします。

なお、徴収については、事業所が各小売店に卸売りする際の価格に含まれています。

●委託先事業所名

五所川原市寺町64番地
(有)羽藤商事

TEL (34) 4890

内線151
町民生活課くらしの窓口班



乳幼児健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月 日 5月11日(水)
- ・受 付 午後1時~1時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年12月生
- ・内 容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月 日 5月11日(水)
- ・受 付 午後1時20分~1時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年6月生
- ・内 容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・月 日 5月12日(木)
- ・受 付 午前9時20分~9時30分

- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年9月生
- ・内 容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしぶり等をお持ちください)

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。



ポリオ (急性灰白隨炎)

- ・月 日 5月10日(火)
- ・受 付 午後1時~1時30分(当日受け付け)
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 生後3か月~90か月末満の乳幼児

※このワクチンは、90か月末満までに、

2回接種して終了となります。(41日以上の間隔をあけて2回接種)

■健診・予防接種の問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班(内線135)

人間ドック

- ・対 象 40歳以上の国保被保険者(前年度分まで国保税を滞納していない方)
- ・健診料 1泊ドックー10,500円
日帰りドックー7,350円
- ・実施場所 鶴田町立中央病院
- ◎希望する方は町立中央病院に保険証持参の上直接お申し込みください。

■問い合わせ先

町立中央病院 TEL (22) 2261

夕ぐれ窓口

5月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設日 5月6日(金)、5月20日(金)

■開設時間 午後5時~6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽にいでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会(内線210・250)
- 相談日時 月~金曜日 午前8時30分~午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さん行政に対する意見や要望、また日常生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。5月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽にいでください。

■期 日 5月10日(火)

■相談時間 午前10時~午後3時

■場 所 鶴田町国際交流会館1階102研修室